

## 科学研究費助成事業内部監査実施標準

(平成25年9月 理事長通達第 4号)  
改正 (平成26年3月 理事長通達第11号)  
改正 (平成27年6月 理事長通達第15号)  
改正 (2022年9月 理事長通達第 3号)

(適用範囲)

**第1条** 公益財団法人鉄道総合技術研究所（以下「鉄道総研」という。）における、独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）に関する内部監査の実施については、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）のほか、本標準によるものとする。

2 内部監査が求められる他の公的研究助成事業の内部監査についても、本標準を準用する。

(監査の体制)

**第2条** 科研費の監査は、理事長の命により、コンプライアンス推進室（監査）が担当する。

2 科研費の監査体制を明確にするため、責任者と役割を以下のように定める。

(1) 最高監査責任者：理事長

科研費の管理体制の全般を把握し、改善点等を適切に指示する。

(2) 監査実施責任者：コンプライアンス推進室上席主査G L（監査）

科研費の執行及び研究成果の管理が適正に行われていることを監査する。

(3) 部局責任者：研究部長及び研究センター長

各研究部及び研究センターにおける科研費の執行及び研究成果の管理について統括する。

(監査の実施)

**第3条** 監査実施責任者は、科研費の研究成果等の管理及び経費の執行が適正に行われていることを確認するため、最高監査責任者が指定する職員に内部監査を実施させるものとする。

2 監事は前項の監査に立ち会うことができる。

(監査の通知)

**第4条** 監査実施責任者が監査を実施しようとするときは、その期日、それを行う職員（以下「監査員」という。）の所属、職名、氏名その他監査の実施に必要な事項を、関係する部局責任者、対象研究課題の実施担当者及び監事に通知するものとする。

(監査の方法)

**第5条** 監査員は、研究成果、購入物品、帳簿及び証拠書類等について監査し、研究成果等の管理及び経費の執行が適正に行われていることを確認する。監査の方法は以下の通りとする。

(1) 通常監査（書類監査）

- ・収支簿の内容の確認
- ・物品の購入・検収に関する書類の内容の確認
- ・役務／工事契約に関する書類の内容の確認
- ・旅行に関する書類の内容の確認
- ・預金口座の内容の確認

(2) 特別監査（対象研究課題の実施担当者からのヒアリングによる事実関係の確認を含めた監査）

- ・研究成果の内容の確認
- ・購入物品の設置状況及び稼働状況の内容の確認
- ・役務／工事の契約状況及び成果物の内容の確認
- ・旅行の命令、復命状況と研究に対する用務の適合性の内容の確認

2 通常監査については、原則、毎年度10月までに実施するものとする。特別監査については、通常監査と

同時または、通常監査から年度末までの間に実施する。

(監査対象の研究課題)

**第6条** 監査の対象は、監査実施年度の前年度に科研費の交付を受けた全研究課題とする。通常監査は全ての対象研究課題について、特別監査はそこから任意に抽出した課題について実施する。

(監査書類の準備と保管)

**第7条** 監査対象書類は以下の通りとする。

(1) 交付、報告関係書類

- ・交付関係書類（交付内定通知書、交付申請書、交付決定通知書）
- ・報告関係書類（収支決算報告書、研究実績報告書）

(2) 予算執行関係

- ・予算執行に関わる書類（物品購入、役務／工事契約、旅行等）
- ・経理部ならびに担当部局の収支簿
- ・預金通帳

(3) その他

- ・他機関との收受書類
- ・納入成果物等に関する保管書類

2 前項書類の準備を監査員から求められた場合、経理部、研究開発推進部ならびに該当研究課題の部局責任者と実施担当者はこれに協力しなければならない。

3 研究開発推進部長は、第1項に規定する書類（写し）を時系列に整えて編纂し、保管するものとする。

(監査の報告)

**第8条** 監査実施責任者は、監査が終了したときは、監査報告書を作成し、最高監査責任者に報告しなければならない。

(改善)

**第9条** 監査の結果、是正改善を必要とする事項が認められた場合、最高監査責任者は、該当する研究課題の部局責任者と実施担当者にその措置を命じなければならない。

(補則)

**第10条** この標準に定めるもののほか、監査に必要な事項は別に定めるものとする。

## 附 則

この標準は、平成25年9月3日から施行する。

**附 則**（平成26年3月27日理事長通達第11号）

この標準は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年6月25日理事長通達第15号）

この標準は、平成27年7月1日から施行する。

**附 則**（2022年9月13日理事長通達第3号）

この標準は、2022年9月20日から施行する。